

2019年度
関西学院大学ロースクール
D日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

以下の文章を読んで、「設問1」および「設問2」に答えなさい。解答に際しては、根拠条文を明示すること。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、食品加工業を営む公開会社であり、取締役会と監査役を設置している。甲会社の業績は近年非常に好調であったことから、甲会社取締役会はさらなる発展を目指して、販売拠点を東南アジアに展開することとした。甲会社は調査会社にマーケティング調査を委託する等して綿密な調査をしたうえで、2014年初頭にシンガポールに食品加工工場と販売拠点を設置して事業を開始したが、最近のシンガポールでは地価が上昇していること、また当初想定したほどには利益率が上がらなかったことから、約4年後の2017年末には撤退を余儀なくされた（以下、この事実を「本件撤退」という。）。

翌2018年6月末に甲会社定時株主総会（以下「本件総会」という。）が適法に招集された。本件総会の主要な議題の1つは取締役の選任に関する件であった。本件総会に先立つ同年5月10日、株主Xは、甲会社代表取締役Aに宛てて、本件撤退に関して10項目の質問を提出していた。しかしながら、Xは本件総会当日病気のため出席することができなかった。本件総会では、出席株主から、本件撤退に関していくつか質問がなされ、そのうちの大半はXが行った事前質問と重複していたが、Xによる10項目の質問のうちの2つについては、株主からの質問も議長であるAからの説明もなされなかった。本件総会におけるAらを取締役に選任する決議は、賛成多数で可決承認された。

そこで、後日、本件総会の様子を出席株主から聞いたXは、自らが行った事前質問のすべてに対して回答がなされたわけではないとして、説明義務違反を理由に取締役選任決議の取消しを求める訴えを提起することを検討している。

〔設問1〕

役員等の説明義務につき、制度趣旨を踏まえて説明しなさい。

〔設問2〕

Xが本件総会におけるAら取締役の選任決議の取消しを求める訴えを適法な手続に基づいて提起した場合、当該訴えは認められるか否かにつき論じなさい。

D 日程 商法： 出題趣旨・解説・講評

≪ 1 出題趣旨 ≫

本問は、役員等の説明義務（会社314条）について問う問題である。役員等の説明義務は、株主総会の活性化を目的として、昭和56年商法改正により導入されたものである。株主総会における株主の質問権と役員等の説明義務は、いわば表裏一体のものであり、株主総会における議案の審議と株主により議決権行使のための情報提供という重要な役割を担っている。本問は、このような役員等の説明義務についての基礎的理解を問うものである。

≪ 2 解説 ≫

(1) [設問1] について

- ・ 役員等の説明義務とは、株主が株主総会において特定の質問をした事項については、役員等は当該質問に対して回答しなければならないとされる役員等の義務のことである（会社314条本文）。
- ・ 説明義務は、もともとは株主総会における議題に関する質疑応答の機会を保障するという会議体の一般原則を規定したものに過ぎないと解されている。
 - 株主に投資判断の材料となる特別な情報請求権を付与したとまでは見ることができない。
- ・ 特に、上場企業等の株主数が多い公開会社においては、株主総会で審議される議案も多く、また可能な限り多くの株主に意見陳述の機会を与えることが望ましいため、いきおい、各株主の質問やそれに対する回答時間は短くなりがちであり、また議案と無関係な質問等に時間を割くことはできない。したがって、株主から質問を受けた事項についても、一定の場合には役員等は説明を拒絶することができる（会社314条但書、会社則71条）。
 - 本問におけるXの事前質問についても、この拒絶事由が問題になり得る。

(2) [設問2] について

- ・ 役員等の説明義務は、株主総会の場で株主から質問を受けた場合に初めて発生する。この点は、会社法314条本文の文言上からも明らかである（「株主総会において・・・説明を求められた場合」）。
 - したがって、説明義務違反を理由とするXの取締役選任決議の取消しの訴えは認められない（決議方法の法令違反は存在しない）。
- ・ それでは、Xによる事前質問はまったく意味をなさないのか？
 - 事前質問状の提出は、役員等が「説明をするために調査をすることが必要である」（会社則71条1号）として説明を拒絶することを封殺する意味があ

る（同号イ参照）。

《 3 講評 》

- ・ [設問1] に関しては、ほとんどの答えは、役員等の説明義務の内容につき会社法314条を根拠に説明できていた。しかしながら、説明義務の趣旨を正確に論じることができている答えは比較的少なかった。
- ・ [設問2] に関しては、条文を読めば、そのまま解答が出てくるものであるにもかかわらず、事前質問状が提出されていれば、それに回答するのは役員の義務であるという内容だけを書いている答えが散見された。役員等の説明義務は、会社法314条にも規定されている通り、株主総会の場で質問して初めて発生するものであると理解されていることから、単に事前質問状を提出しただけでは説明義務は生じないとするのが判例の立場であることは、前述した通りである。条文と判例をベースに解答することが法律科目の試験の出発点であることをしっかりと肝に銘じてほしい。